

# 規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第十九号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「及び埼玉学園」を削る。

別表第一専決事項の欄中第七十八号を第七十九号とし、第六十五号から第七十七号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第六十四号中「第七十五号」を「第七十六号」に改め、同号を同欄第六十五号とし、同欄中第六十三号を第六十四号とし、第十五号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十四号中「第六十三号」を「第六十四号」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第十三号の次に次の一号を加える。

十四 職員在宅勤務に関する事

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号を次のように改め、同号を同項第二十五号とする。

二十六 埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号。以下この項において「条例」という。）及び埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（平成十	1 条例第六条第一項ただし書の規定に基づき、有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認をすること。	1 条例第六条第二項又は第三項の規定に基づき、土砂の堆積の停止を命じ、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。
	2 条例第七条の規定に基づき、調査の結果の届出を受理すること。	2 条例第九条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めること。
	3 条例第七条第三号の規定に基づき、許可等の処分その他の	3 条例第十条第一項の規定に基づき、その職員に事務所等に立入検査をさせ、土砂を収去させ、又は関係者に質問をさせること。
		4 委任された事務又は専決

四年埼玉県規則  
第一百十九号。以  
下この項におい  
て「規則」とい  
う。）の施行に  
関する事務

行為に係る土砂の堆  
積の届出を受理する  
こと。

することができる事項に関  
して立入検査をする職員に  
対し、条例第十条第二項に  
規定する身分を示す証明書  
を交付すること。

4 規則第四条第一項  
第一号又の規定に基  
づき、調査が必要と  
認める物質を通知す  
ること。

5 規則第四条第一項  
第二号の規定に基  
づき、調査方法を通知  
すること。

6 規則第六条第十九  
号の規定に基づき、  
同号に規定する事業  
であることを確認す  
ること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二十五号の次に次の一号を加  
える。

<p>二十六 埼玉県土 砂の排出、たい 積等の規制に関 する条例の一部 を改正する条例 (令和七年埼玉 県条例第 号)附則第二項、 第三項及び第五 項から第七項ま での規定により なお従前の例に よることとされ る改正前の埼玉</p>	<p>1 旧条例第八条第一 項の規定に基づき、 変更の届出を受理す ること。 2 旧条例第十一条の 規定に基づき、届出 の内容を通知するこ と。 3 旧条例第十三条の 規定に基づき、完了 等の届出を受理する こと。 4 旧条例第十九条第 一項の規定に基づき、</p>	<p>1 旧条例第十二条第一項の 規定に基づき、必要な措置 をとるべきことを勧告する こと。 2 旧条例第十二条第二項の 規定に基づき、当該勧告に 従わなかった場合にその旨 を公表すること。 3 旧条例第二十八条第一項 の規定に基づき、土砂搬入 禁止区域を指定すること。 4 旧条例第二十八条第二項 の規定に基づき、指定した 土砂搬入禁止区域を公示す</p>
---	---	---

県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)の施行に関する事務

土砂のたい積に係る変更の許可をすること。	5 旧条例第十九条第二項において準用する旧条例第十八条第三項の規定に基づき、許可に条件を付すること。	6 旧条例第二十条の規定に基づき、変更の届出を受理すること。	7 旧条例第二十一条の規定に基づき、許可を取り消すこと。	8 旧条例第二十四条の規定に基づき、着手の届出を受理すること。	9 旧条例第二十五条第一項の規定に基づき、同項の規定による届出を受理すること。	10 旧条例第二十六条の規定に基づき、調査の結果の届出を受理すること。	11 旧条例第二十七条の規定に基づき、完了等の届出を受理すること。	土砂のたい積に係ること。	5 旧条例第三十条第一項の規定に基づき、土砂搬入禁止区域の指定を解除すること。	6 旧条例第三十条第二項において準用する旧条例第二十八条第二項の規定に基づき、解除した旨を公示すること。	7 旧条例第三十一条第一項又は第二項の規定に基づき、土砂のたい積の中止を命じ、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。	8 旧条例第三十二条第一項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告すること。	9 旧条例第三十二条第二項の規定に基づき、当該勧告に従わなかった場合にその旨を公表すること。	10 旧条例第三十三条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めること。	11 旧条例第三十四条第一項の規定に基づき、その職員に事務所等に立入検査をさせ、土砂を収去させ、又は関係者に質問をさせること。	12 委任された事務又は専決することができる事項に関して立入検査をする職員に
----------------------	--	--------------------------------	------------------------------	---------------------------------	---	-------------------------------------	-----------------------------------	--------------	---	--	--	---	--	-------------------------------------	---	--

対し、旧条例第三十四条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中37を42とし、同欄36中「第八十一条の三」を「第八十一条の四」に改め、同欄36を同欄41とし、同欄中32から35までを37から40までとし、同欄31中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同欄31を同欄36とし、同欄中23から30までを28から35までとし、22を23とし、その次に次のように加える。

24 法第五十五条の十第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる事業を実施すること。

25 法第五十五条の十一第一項の規定に基づき、特定被保護者について、その氏名その他必要な事項を特定被保護者対象事業を実施する生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第四条第三項に規定する都道府県等に通知すること。

26 法第五十五条の十一第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による通知を行つた旨を当該通知に係る特定被保護者に通知すること。

27 法第五十五条の十一第三項の規定に基づき、特定被保護者対象事業の利用の状況を把握するとともに、自立を助長するために必要な措置を講ずること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中21を22とし、20を21とし、19を20とし、同欄18中「被保護者であつて、特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して、進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄中8から17までを9から18までとし、7の次に次のように加える。

8 法第二十七条の三第一項の規定に基づき、調整会議を組織すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第六号委任事務の欄5中「若しくは第九条第一項」を「、第九条第一項」に、「、施行令第三十八条において準用する施行令第九条第一項若しくは第二項又は施行令附則第八条第五項」を「又は施行令第三十八条において準用する施行令第九条第一項若しくは第二項」に改め、同欄6中「、第三十七条第六項、施行令附則第八条第六項又は施行令附則第九条第二項において準用する施行令附則第八条第六項」を「又は第三十七条第六項」に改め、同欄9中「、施行令第三十八条において準用する施行令第十七条ただし書、施行令附則第八条第九項において準用する施行令第十七条ただし書又は施行令附則第九条第三項において準用する施行令第十七条ただし書」を「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十七条ただし書」に改め、同欄10中「、施行令第三十八条にお

いて準用する施行令第十九条第一項、施行令附則第八条第七項、施行令附則第八条第九項において準用する施行令第十九条第一項、施行令附則第九条第二項において準用する施行令附則第八条第七項又は施行令附則第九条第三項において準用する施行令第十九条第一項」を「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十九条第一項」に改め、同号専決事項の欄2中「、施行令第三十八条において準用する施行令第十六条、施行令附則第八条第九項において準用する施行令第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は施行令附則第九条第三項において準用する施行令第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を「又は施行令第三十八条において準用する施行令第十六条」に改め、同項第十四号事務の種類欄中「平成二十五年法律第百五号。」を削り、同表保健所長の項第八号委任事務の欄11中「別表第十七第九号ハ」を「別表第十七第九号ニ」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10の次に次のように加える。

11 施行規則別表第十七第九号ハの規定に基づき、特定保健用食品及び機能性表示食品に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報の提供を受けること。

別表第二地方機関の表南部保健所長、春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長の項第一号専決事項の欄1中「並びに総合衛生管理製造過程の承認を受けた施設」を削る。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第一号専決事項の欄9中「第五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第四号専決事項の欄10中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8の次に次のように加える。

9 法第五十一条第三項の規定に基づき、四ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係る原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が当該命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十一号専決事項の欄中「第十七条の五十六第四項」を「第十七条の六十四第四項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表県土整備事務所長の項第二号中「鉄道線路の道路への敷設許可手続を定める政令」を「鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令」に改め、同項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号

を第二十四号とし、同項第二十六号事務の種類欄中「国土交通省所管国有財産取扱規則」の下に「(平成十三年国土交通省訓令第六十一号)」を加え、同号委任事務の欄中「第三十三条の三」を「第二十九条」に、「の設置を決定する」を「を設置する」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表西関東連絡道路建設事務所長の項第三号及び同表総合治水事務所長の項第七号中「第三十三条の三」を「第二十九条」に、「の設置を決定する」を「を設置する」に改め、同表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄5中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同欄中60を68とし、48から59までを56から67までとし、47を53とし、その次に次のように加える。

54 施行令第三百三十七条の第十二第六項の規定に基づき、大規模の修繕又は大規模の様替が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

55 施行令第三百三十七条の第十二第七項の規定に基づき、大規模の修繕又は大規模の様替が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄中46を52とし、11から45までを17から51までとし、10の次に次のように加える。

11 法第十八条第十八項（法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた者から審査報告書（施行令第四百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第三百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認める旨を国の機関の長等及び指定を受けた者に通知すること。

12 法第十八条第十九項（法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、確認済証（施行令第四百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第三百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認める旨を国の機関の長等及び指定を受けた者に通知すること。

13 法第十八条第二十七項（法第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた者から完了検査報告書（施行令第四百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第三百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）を受理すること。

14 法第十八条第三十六項（法第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた者から中間検査報告書（施

行令第四百四十六条第一項一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項一号に規定する建築設備並びに施行令第三百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。)を受理すること。

15 法第十八条第三十九項(法第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた者から仮使用認定報告書(施行令第四百四十六条第一項一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第三百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。)を受理すること。

16 法第十八条第四十項(法第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、仮使用認定通知書(施行令第四百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第一号に規定する建築設備並びに施行令第三百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。)の交付を受けた建築物が法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認める旨を国の機関の長等及び指定を受けた者に通知すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十六号事務の種類の欄中「第一号」の下に「の施行に関する事務」を加え、同号委任事務の欄1中「第八条」を「第七条」に改め、同欄2中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄3中「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同欄4中「第十二条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同欄5中「第十二条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同欄6中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄7中「第十三条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同欄8中「第十三条第五項」を「第十二条第五項」に改め、同欄9中「第十三条第六項」を「第十二条第六項」に改め、同欄10中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同欄11中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同欄12から15までを削り、同欄16中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に、「特定建築物等に」を「建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物等に」に、「特定建築物等を」を「当該建築物等を」に改め、同欄16を同欄12とし、同欄17中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同欄17を同欄13とし、同欄18から23までを削り、同欄24中「第三十四条第一項及び第四十一条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同欄24を同欄14とし、同欄25中「第三十五条第一項(法第三十六条第二項)」を「第三十条第一項(法第三十一条第二項)」に改め、同欄25を同欄15とし、同欄26中「第三十五条第二項及び第三十三項(法第三十六条第二項)」を「第三十条第二項及び第三十三項(法第三十一条第二項)」

に改め、同欄26を同欄16とし、同欄27中「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同欄27を同欄17とし、同欄28中「第三十八条」を「第三十三条」に改め、同欄28を同欄18とし、同欄29中「第三十九条」を「第三十四条」に改め、同欄29を同欄19とし、同欄中30から38までを削り、同欄39中「第六条第二項第四号」を「第四条第二項第四号」に改め、同欄39を同欄20とし、同欄40中「第十一条」を「第十三条」に改め、同欄40を同欄21とし、同欄41中「第二十九条」を「第二十八条」に改め、同欄41を同欄22とし、同項の次に次のように加える。

長 所 タ ー セ ン タ ー 安 全 建 築 越 川	
1	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき、埼玉県川越建築安全センター所長が許可した開発行為に係るものに限る。）</p>
2	<p>法第十八条第二項又は第三十七条第二項の規定に基づき、中間検査をすること。</p>
3	<p>法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定に基づき、定期の報告を受理すること。</p>
4	<p>法第二十条第二項又は第三十九条第二項の規定に基づき、工事主等に対し、災害防止措置をとることを命ずること。</p>
5	<p>法第二十条第三項又は第三十九条第三項の規定に基づき、土地所有者等に対し、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずること。</p>
6	<p>法第二十条第四項又は</p>

---

---

第三十九条第四項の規定に基づき、工事主等に対して工事の施行の停止を命じ、又は工事に従事する者に対して工事に係る作業の停止を命ずること。

7 法第二十二條第二項又は第四十一條第二項の規定に基づき、土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。

8 法第二十三條第一項又は第四十二條第一項の規定に基づき、土地所有者等に対し、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。

9 法第二十三條第二項又は第四十二條第二項の規定に基づき、土地所有者等以外の者で宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為をしたものに対し、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うこ

---

